

議案第135号

渋川市立金島小学校石川基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市立金島小学校石川基金条例の一部を改正する条例

渋川市立金島小学校石川基金条例（平成18年渋川市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「予算」を「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）」に改める。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第6条第1項中「学校教育図書」を「備品等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市立金島小学校石川基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(基金の額) 第2条 (略) 2 市長は、必要があると認めるときは、<u>一般会計歳入歳出予算</u>（以下「<u>予算</u>」という。）の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。 3 (略)</p> <p>(運用収益の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上し第1条に規定する目的の財源に充てるものとする。</p> <p>(処分) 第6条 基金は、基金事業の実施に必要な<u>備品等</u>の財源に充てる場合に限り処分することができる。 2 (略)</p>	<p>(基金の額) 第2条 (略) 2 市長は、必要があると認めるときは、<u>予算</u>の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。 3 (略)</p> <p>(運用収益の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上し第1条に規定する目的の財源に充てるものとする。</p> <p>(処分) 第6条 基金は、基金事業の実施に必要な<u>学校教育図書</u>の財源に充てる場合に限り処分することができる。 2 (略)</p>